エコツーリズム推進基本方針 見直し案のポイント



見直しの背景

エコツーリズム推進法(以下「法」)及びエコツーリズム推進基本方針(以下「基本方針」)の制定から20年近くが経過し、この間、エコツーリズムに取り組む地域は増え続けている。この背景には、基本方針において掲げているエコツーリズムの推進意義や目指す姿、方向性等に対する地域の共感が根底にあり、それらが今も変わらず地域に受け入れられていること、また、エコツーリズムが我が国における重要な観光のあり方として認識されてきていることを示している。地球規模の環境問題の拡大や一部観光地への利用集中による満足度の低下、自然観光資源の劣化、損失等の様々な問題に直面している現在だからこそ、それらを改めて広く国民に発信し、理解を得るとともに、エコツーリズムの取組を全国に広げていくことで、保護と利用の好循環を実現し、地域活性化につなげていくことが重要。

以上を踏まえ、次のポイントを中心に基本方針を見直した。

見直しのポイント

国内外の動向を踏まえた内容の更新

- ・基本方針の制定から現在までの**エコツーリズムを取り巻く状況の変化**を踏まえた内容の更新 (はじめに、第1章1(1)、(2))
- ・エコツーリズム推進全体構想認定地域の増加など、法及び基本方針制定後のエコツーリズムに関する取組の追記 (第1章1(2))

インバウンド、利用集中によるマナー違反や混雑等の悪影響への対応の強化

- ・拡大するインバウンドへの配慮や対応の強化に関する追記(はじめに、第1章1(2)、3(2)ア)
- ・エコツーリズムの推進による**海外への好影響**に関する視点の整理 (第1章3(1)エ)
- ・利用集中によるマナー違反や混雑等の影響に関する視点の追記(はじめに、第1章1(2)、第3章3(1))

協議会、自治体等がよりエコツーリズムに取り組みやすくなるための改善事項

- ・協議会の事務局を市町村以外も担うことができる旨修正(第2章1(2))
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項のうち、**特定自然観光資源**に関する項目を独立させ、内容を整理 (第3章2、3(1)、4)
- ・**モニタリング**に関する記載の充実など、全体的に補足や事例を追加 (第1章3(2)ウ、第2章1(1)、第3章1(2)、3(1)、(3)、第5章2)